

トークン化有価証券取引管理約款

第1条（趣旨）

この約款は、お客様と野村證券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、日本証券業協会の「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」に定めるトークン化有価証券の取扱い等および保護預り（以下「本サービス」といいます。）の内容および権利義務関係を明確にすることを目的とします。なお、この約款に特段の定めがないものについては、当社の「野村の証券取引約款」（個人のお客様は「野村の証券取引約款（個人のお客様用）」、法人のお客様は「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」を意味し、以下、同じです。）の定めによるものとします。また、この約款の内容が野村の証券取引約款と矛盾または抵触する場合、この約款の内容が優先するものとします。

第2条（法令等の遵守）

お客様および当社は本サービスの取扱いにあたり、この約款によるほか、法令ならびに日本証券業協会、一般社団法人日本STO協会および当社が参加するトークン化有価証券の取引に係る市場・私設取引システム（以下「私設取引システム」といいます。）の運営者（以下「私設取引システム運営者」といいます。）の諸規則を遵守するものといたします。

第3条（トークン化有価証券の取引の利用）

お客様はトークン化有価証券の取引を行うにあたっては、当社において野村の証券取引約款の規定に基づき証券総合口座の開設を行った上で、当社所定の手続きにより申込を行い、当社が承諾した場合に取引を行うことができます。

2 お客様は、当社が認める方法および単位にてトークン化有価証券の取引を行うものとします。次に掲げる場合、お客様は当社に対し、トークン化有価証券の発行者に対する譲渡承諾の依頼（必要な場合）ならびにその取引の結果必要となるトークン化有価証券の発行・管理・移転等を行うシステム（以下「プラットフォーム」といいます。）における記録および株主名簿、社債原簿、受益権原簿、その他発行者が名義人を管理する原簿等（以下「原簿等」といいます。）の書き換えの請求を行うことを委託したものといたします。なお、当社はかかる譲渡承諾の依頼ならびにプラットフォームにおける記録および原簿等の書き換えの請求を他の会社へ委託することがあります。

（1）トークン化有価証券の取引に関する注文を行った場合

（2）お客様が、氏名もしくは名称または住所もしくは所在地その他法令上原簿等に登録すべき事項を変更する場合

3 当社において取り扱うトークン化有価証券は、当社が定めるところにより指定するものといたします。なお、当社はトークン化有価証券の取扱いについてお客様からお問い合わせがあった場合には、お客様にその取扱い可否を回答いたします。

4 お客様は、トークン化有価証券に質入れその他第三者の権利を設定すること、またはトークン化有価証券を第三者に利用させることはできません。

5 当社は、お客様がトークン化有価証券を取引するにあたり、トークン化有価証券は金融商品取引所の上場有価証券ではなく、流動性や情報開示の内容や頻度などが異なることがあるなど、トークン化有価証券固有のリスクがあることに同意いただいたものとして取り扱います。

第4条（プラットフォーム）

当社においてトークン化有価証券の取引および管理に利用するプラットフォームは別途定めるものとし、銘柄ごとにいずれのプラットフォームを使用するかは当社の定めるところによります。

2 銘柄ごとのプラットフォームについての情報は、当社が別途定める方法によりお知らせするものとします。

第5条（トークン化有価証券の管理）

当社は、トークン化有価証券の管理にあたっては、以下の方法により保護預りいたします。

（1）当社は、トークン化有価証券を移転するために必要な情報（以下「秘密鍵等」といいます。）を、当社または当社が秘密鍵等の管理を委託する第三者（以下「委託先会社」といいます。）において、安全確実に管理いたします。なお、お客様は秘密鍵等を保有せず、お客様自身でトークン化有価証券を移転することはできないものとします。

（2）当社は、お客様からトークン化有価証券の配当金、利子、収益分配金および償還金等（以下「配当金等」といいます。）の支払いの請求につき委任を受けるものとし、当社が受取ってお客様へのお支払いを行います。ただし、発行者がお客様に対して配当金等を直接お支払いするトークン化有価証券については、この限りではありません。

（3）当社はトークン化有価証券に関する事項に関して、プラットフォーム上の名義人に対して、次の通知を行います。

① 発行者および信託契約等に関するトークン化有価証券の権利者としての地位に重大な変化を及ぼす事実

② 当社が受取ってお客様へお支払いする配当金等の通知

（4）当社または委託先会社は、トークン化有価証券を、混合保管ではなく、お客様ごとに管理いたします。

（5）当社は、プラットフォームにおいて残高抹消されたトークン化有価証券については、保護預りを終了するものとします。

第6条（トークン化有価証券の売買の注文に係る取扱い）

お客様によるトークン化有価証券の売買の注文に係る取扱いについては、当社が別途定める方法によるものとします。

第6条の2（私設取引システムでの取引および決済に係る事項）

当社が参加する私設取引システムでの取引および決済にあたっては、以下のとおり取扱いを行います。

（1）お客様から当社へのトークン化有価証券の売買取引の委託を受けた場合、お客様から委託を受けた当社が私設取引システムに取次ぎを行います。

（2）トークン化有価証券の売買取引の決済過程において、お客様はトークン化有価証券の処分権を当社に委ねる一方、所有権はお客様に留保されます。

（3）お客様は、決済対象のトークン化有価証券について本来受渡しを受けるべき者と異なる者から第三者への移転・記録が発生した場合であっても、当該第三者に悪意または重大な過失がある場合を除き、その移転・記録を取り消すことを求めることはできません。

第7条（他社からの移管に関する事項）

お客様のご都合により他の証券会社等で管理されるお客様名義のトークン化有価証券について当社での管理へ変更を希望する場合、お客様はあらかじめ当社での取扱いが可能であることを当社に確認するものといたします。当社での取扱いがない場合は、移管することができません。

2 当社での取扱いが可能である場合、お客様は当社所定のお手続きを行うものとします。

第8条（他社への移管に関する事項）

お客様のご都合により他の証券会社等へプラットフォーム上に記録されたお客様名義のトークン化有価証券の管理の変更を希望される場合、あらかじめ移管希望先の証券会社等で取扱いが可能であるか確認するものといたします。移管先の証券会社等において取扱いがない場合は、移管することができません。

2 他の証券会社等での取扱いが可能である場合、お客様は当社所定のお手続きを行うものとします。

第9条（特定口座で管理されるトークン化有価証券の有償譲渡に関する事項）

野村の証券取引約款の特定口座約款（以下「特定口座約款」といいます。）に基づき当社が特定口座においてお客様のトークン化有価証券の管理を行っている場合（以下、かかるトークン化有価証券

を「特定口座受入れトークン化有価証券」といいます。)、お客様は、特定口座受入れトークン化有価証券について、次に掲げる譲渡以外の有償譲渡を行うことができないものとします。

(1) 当社への譲渡

(2) 当社への売委託による譲渡

(3) 特定口座受入れトークン化有価証券を発行した法人に対して行う譲渡であって、当該譲渡に係る請求について当社を経由して行うもの

(4) 租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項または第 37 条の 11 第 4 項各号に規定する事由による譲渡であって、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるもの

(5) その他当社が定める方法による譲渡

2 お客様が前項の規定に違反して同項各号に掲げる方法以外の方法で有償譲渡を行った場合、当社は、特定口座受入れトークン化有価証券の発行者に対する譲渡承諾の依頼ならびにその取引の結果必要となるプラットフォームにおける記録および原簿等の書き換えの請求のいずれも行わず、これらを他の会社へ委託することも行わないものとします。

3 前項の場合、お客様は、当該譲渡に係る内容を直ちに当社に通知するものとします。なお、当該譲渡が行われた特定口座受入れトークン化有価証券は、特定口座からお客様の一般口座に払い出されるものとします。

第 10 条（相続、遺贈または贈与に関する事項）

トークン化有価証券の相続、遺贈または贈与を受けたお客様（以下「相続人等」と総称します。）は、当社に対して当該トークン化有価証券の相続、遺贈または贈与があった旨を届け出るものとします。

2 相続人等が、前項の届出を行った時点において、証券総合口座を開設していない場合またはこの約款に合意していない場合、速やかに証券総合口座を開設し、またこの約款に合意するものとします。ただし、野村の証券取引約款（個人のお客様用）の基本約款第 15 条(2)③から⑩、野村の証券取引約款（法人のお客様用）の基本約款第 9 条(2)③から⑩のいずれかに該当する場合、当社は、相続人等による証券総合口座の開設およびトークン化有価証券の取引をお断りすることがあります。

3 この約款に合意した相続人等は、相続、遺贈または贈与を受けたトークン化有価証券の移管または移転のために必要な当社所定のお手続きを行うものとします。

4 第 1 項から前項の定めにかかわらず、特定口座受入トークン化有価証券の相続、遺贈または贈与の場合、相続または遺贈の場合は相続人等が、贈与の場合は贈与を行ったお客様が、当社に対して、当該特定口座受入トークン化有価証券の相続、遺贈または贈与があった旨を直ちに通知しなければならないものとします。この場合、特定口座受入トークン化有価証券の移管は、特定口座約款の定めに従って行うものとします。

第 11 条（差押え等）

当社は、お客様に以下の事由が発生した場合、直ちに以下に定めるとおりお客様の証券総合口座を停止し、トークン化有価証券の譲渡および配当金等の支払いを停止します。ただし、当社の取り扱うトークン化有価証券の一部について、当社が別途お客様の証券総合口座の停止、トークン化有価証券の譲渡または配当金等の支払いの停止等に関する措置を定めた場合は、当該措置につきお客様に通知するものとします。

(1) お客様のトークン化有価証券につき裁判所から仮差押命令または差押命令の送達があった場合（この場合、当該差押送達等の対象であるトークン化有価証券に関する譲渡および配当金等の支払いを停止します。ただし、当社が当該送達の名宛人である場合は、当該命令の内容に従った措置をとるものとします。）

(2) お客様が国税または地方税を滞納したことにより、国税徴収法または地方税法に基づく滞納処分として、お客様の保有するトークン化有価証券の差押えに係る債権差押通知書の送達があった場合（この場合、当該滞納処分としての差押送達の対象であるトークン

化有価証券に関する譲渡および配当金等の支払いを停止します。ただし、当社が当該送達の名宛人である場合は、当該命令の内容に従った措置をとるものとします。）

(3) お客様につき裁判所もしくは管財人から破産手続開始決定もしくは会社更生手続開始決定もしくは民事再生手続における管理命令の発令があった場合（この場合、お客様が保有する全てのトークン化有価証券に関する譲渡および配当金等の支払いを停止します。）

2 前項第 3 号の場合、管財人から、証券総合口座におけるお客様の名義を変更するため、またはお客様のトークン化有価証券につき管財人が当社に開設する証券総合口座に移管するために、当社の指定する書類の提出があったときは、当社は、当該名義の変更または口座の移管を行うものとします。

第 12 条（外字の書換え）

お客様が当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちにプラットフォーム上使用できない文字がある場合には、当社がプラットフォーム上で使用可能な文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

第 13 条（顧客情報提供同意）

本サービスをご利用されるお客様は、私設取引システム運営者が、私設取引システムにおける売買取引に関して売買審査を実施する目的、私設取引システム運営者が必要と認めた場合に、私設取引システム運営者が法令等に基づいて日本国の政府機関等、自主規制機関等に対して行う報告において利用する目的その他私設取引システム運営者がウェブサイト等で通知し、または公表する個人情報の利用目的等の達成のため、お客様の氏名または名称、住所または所在地、生年月日、職業、口座番号、取引内容およびその他の情報につき、当社が委託先会社および私設取引システム運営者へ通知し、または委託先会社および私設取引システム運営者が当社に通知することを同意いただいたものとして取り扱います。

第 14 条（免責事項）

当社は、本サービスに関して、野村の証券取引約款の基本約款およびオンラインサービス約款に掲げる免責事項ならびにその他当社が定める免責事項のほか、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

(1) 第 5 条第 1 項第 1 号により当社もしくは委託先会社が管理する秘密鍵等が第三者に流出または不正に作成された場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がない場合

(2) プラットフォームに障害が発生し、または発行者、信託契約の当事者または原簿等を管理する者（以下「原簿管理人」といいます。）に法令違反行為または過失があった場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がない場合

(3) プラットフォームに存在する隠れた瑕疵が顕在化し、かつ、かかる瑕疵の存在につき事前に当社が認識していなかったことについて当社に重大な過失がない場合

(4) 通信機器、通信回線、コンピュータ等のシステム機器等の障害もしくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害もしくは瑕疵、または第三者による妨害、侵入、情報改変等により、本サービスの提供ができなくなった場合、または本サービスの伝達遅延、誤謬もしくは欠陥が生じた場合

(5) お客様からの注文が、当社の重大な過失によらないシステム上の障害、制限、エラー、内容の瑕疵等により発注されなかった場合または誤った発注となった場合（トークン化有価証券の内容または価格等の情報提供を行う者（以下「情報配信元」といい、発行者、信託契約の当事者および原簿管理人を含みますが、これらに限りません。）における障害または回線障害等によって正常に価格等の情報提供が行われなかったことに伴い、お客様からの注文が行われなかった場合もしくは誤って行われた場合、または行われた注文等が発注されなかった場合もしくは誤った発注となった場合を含みます。）

(6) 本サービスで提供する情報につき、誤謬、欠陥があった場合で、かつ、当社に故意または重大な過失がない場合

(7) 本サービスで提供する情報につき、公正な価格形成または円滑な流通を阻害しているまたは阻害するおそれがあると判断され、情報配信元が提供する情報の全部または一部の変更または中止を行った場合

(8) 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変または外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭および有価証券の授受または寄託の手続等が遅延し、または不能となった場合

(9) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由による本サービスの提供の中止、中断または内容等の変更を行った場合

第 15 条（解約に関する確認事項）

野村の証券取引約款の基本約款およびオンラインサービス約款に掲げる解約事由によるもののほか、本サービスが不正に使用されるおそれがあるものと判断したときは、当社は本サービスの使用を制限し、またはサービスを解約することがあります。

2 解約に際しては、プラットフォーム上に記録されたお客様名義のトークン化有価証券を取扱いのある他の証券会社等に移管いただくか、当社からの通知を行った上で換金、反対売買等を行い、売却代金等の返還を行います。

第 16 条（準拠法および合意管轄）

この約款は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取り扱うものとします。

2 お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第 17 条（約款の改定）

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

2025 年 7 月
野村證券株式会社